

患者の視点に立った、安全・安心で質の高い医療が受けられる体制の構築

～医療情報を十分に得られる～

医療情報の提供による適切な医療の選択の支援

- 都道府県による情報の集約と公表
 - 医療機関が施設の医療機能を都道府県に届け出て都道府県がその情報を分かりやすく情報提供する仕組みを制度化する。
- 住民・患者に対し、自分の住む地域の医療機能や医療機関の連携の状況を医療計画により明示する。
- 広告できる事項を拡大する。

～安全で質の高い医療を安心して受けられる～

医療機能の分化・連携の推進による切れ目のない医療の提供

- 医療計画の見直しにより、脳卒中、がん、小児救急医療など事業別に、地域の医療連携体制を構築する。
- 地域の医療連携体制内においては、地域連携クリティカルパスの普及等を通じて、切れ目のない医療を提供する。

※地域連携クリティカルパス

急性期病院から回復期病院を経て自宅に戻るまでの治療計画。患者や関係する医療機関で共有することにより、効率的で質の高い医療の提供と患者の安心につながる。

➡ 転院・退院後も考慮した適切な医療提供の確保

～早期に在宅生活へ復帰できる～

在宅医療の充実による患者の生活の質（QOL）の向上

- 介護保険等の様々な施策との適切な役割分担・連携も図りつつ、患者・家族が希望する場合の選択肢となり得るよう、在宅医療の提供体制を地域において整備する。
- 医療計画において、脳卒中、糖尿病、がん等の在宅等での看取り率や在宅復帰率等について、数値目標を導入する。
- 24時間対応ができる在宅医療や終末期医療への対応に係る評価等、在宅医療に係る診療報酬上の評価を充実する。

安全・安心で質の高い医療の基盤整備

文書交付等患者への適切な情報提供

医療安全対策の総合的推進

根拠に基づく医療（EBM）の推進

地域や診療科による医師偏在問題への対応

医療従事者の資質の向上

医療法人制度改革

平成18年の医療制度改革における医療提供体制の見直しの概要

医療情報の提供による
適切な医療の選択の支援

医療機能の分化・連携の推進に
よる切れ目のない医療の提供

在宅医療の充実による患者の
生活の質（QOL）の向上

安全・安心で質の高い医療の基盤整備

文書交付等患者への適切な情報提供

- 入院時や退院時において、患者に対し、入院中に提供される医療や退院後に必要な医療や福祉の内容に関する文書を交付し、適切な説明を行うことについて、医療法上位置付ける。

医療安全対策の総合的推進

- 病院、診療所等における安全管理体制及び院内感染制御体制、医薬品や医療機器の安全使用・管理体制等の整備等を図る。

根拠に基づく医療（EBM）の推進

- 根拠に基づく医療（EBM）の手法による診療ガイドラインの充実・普及を進める。

地域や診療科による医師偏在問題への対応

- 都道府県に医療対策協議会を設置し、地域・診療科による医師偏在問題への対応を図るとともに、小児科・産科を中心に、医療資源の集約化・重点化等を推進する。
- 救急医療、へき地医療等の事業別に医療連携体制を構築し、地域において必要な体制を整備する。

医療従事者の資質の向上

- 医業停止等の行政処分を受けた医師等に対して再教育を義務付ける制度の創設等を行う。

医療法人制度改革

- 医療法人の解散時の残余財産は個人に帰属しないことを医療法上明確に位置付ける。
- 公立病院等が担ってきた分野を扱えるよう公益性の高い医療法人類型を創設する。